

伴走支援型特別保証制度

資格要件	<p>次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受けていること(注1)</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等の減少を要因とするものに限る。)を受け、かつ次のいずれかに該当すること(注1)</p> <p>① 売上高等減少率が15%以上であること</p> <p>② 売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること(注1)(注2)</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること</p> <p>② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p>
対象資金	運転資金及び設備資金とする。
保証限度額	1億円
返済方法	一括返済又は分割返済とする。
保証期間	一括返済の場合 1年以内とする。 分割返済の場合 10年以内(据置期間は5年以内)とする。
保証料率	実質負担額0.20~1.15%(経営者保証免除対応時も同様) ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。
貸付利率	金融機関所定利率とする。
担保・連帯保証人	(1) 担保 必要に応じて徴求する。 (2) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。
取扱期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

注1: 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

注2: 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。